

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成24年に、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る7%（住民税とあわせて10%）軽減税率が廃止され、15%（住民税とあわせて20%）の本則税率となる予定。 ・ 特例措置の内容 以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 居住者等（満20歳以上の者に限る。）は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。 ② 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座（一の年につき一口座に限る。）で、その口座を開設した日からその年の12月31日まで取得する上場株式等（その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのものに限る。）のみを受け入れることとされているものをいう。 ③ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税を課さないこととする。 制度設計にあたり、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取り扱いに留意するとともに、投資家の利便性や金融機関の実務にも配慮する。 	
関係条文	平成20年改正法附則43②、措法37の11の3②、37の12の2②	
要望理由	<p>少子高齢社会が進展する中で、国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。</p> <p>しかしながら、我が国の平成20年度末の個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は6.7%であり、依然として低水準に留まっている。</p> <p>従って、広く国民を証券市場に参加させ、「貯蓄から投資へ」の流れを促進するために、税制面において、上場株式等投資のための優遇措置を講じる必要がある。</p>	
減収見込額	（初年度） 4,000 （－） （平年度） 20,000 （－） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 なし ・ 融資、補助金その他 なし
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 国税についても同様の措置を要望 ・ 融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	平成21年度税制改正に要望	
本要望に対応する縮減案	なし	